

新型コロナウイルス感染症対策について（案）

1 概要

新型コロナウイルス感染症対策に関し、令和3年5月7日に、福岡県が緊急事態措置区域に指定され、県における緊急事態措置として、特措法第45条第2項に基づく酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に対する休業要請などがなされることとなった。

県が行う措置の実効性をより高め、感染拡大防止を強力に押し進めるとともに、検査・医療提供体制の充実、地域経済の維持を図るため、福岡市の対応策を実施するもの。

2 福岡市の対応策

（1）感染拡大防止対策〔既決予算で対応〕

①検査医療体制の強化

- ・医療・介護施設従事者等へのスクリーニング検査の充実
- ・感染流行地域関係者への検査 など

②医療・介護施設への支援

- ・クラスター発生施設への専門職等の派遣
- ・医療・介護施設従事者への給付金の交付 など

（2）経済支援策

〔既決予算で対応〕

①売上が減少した事業者への支援（既存事業の再実施）

国の支援金や県の協力金の対象とならない事業者に対し、県と連携し支援金を支給

②感染症対応シティ促進事業

③商店街が取り組む感染症対策への支援 など

〔補正予算で対応〕

④地域の飲食店を支えるテイクアウト支援（昨年度実施事業の再実施）

飲食店の需要喚起や事業継続を図るとともに、市民の外出自粛の一助となるようテイクアウトを実施する地域の飲食店を支援

⑤休業する飲食店等への家賃支援（昨年度実施事業の再実施）

要請を受け休業する飲食店等に対して、家賃相当額の一部を支援

（3）ワクチン接種〔既決予算で対応〕

新型コロナウイルスワクチン接種の円滑かつ速やかな実施

※今後、支援策の詳細を精査する中で変更の可能性あり